

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則
 【規則】
 （県例規集登載）

財産活用課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 【告示】
 （県例規集登載）

健康推進課

○ 道路の区域変更
 ○ 道路の供用開始
 【公告】

道路整備課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 【公告】

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 ○ 落札者等の決定
 【公安委員会】

用度課

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
 （県例規集登載）

地域課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第一号

岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則
岡山県庁庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表本館の項を次のように改める。

本館		一階東	一階中	一階西	地階西
閉鎖	閉扉 午後六時	閉扉 午後七時三十分	開扉 午前七時 閉扉 午後七時十五分	開扉 午前七時 閉扉 午後七時十五分	全日開扉
閉鎖			閉鎖		全日開扉

別表西庁舎の項中
「一階東
地階東」を「一階東
一階西
地階東」に改め、同表別館（議事堂）の項
中「別館（議事堂）」を「議会棟」に、「午前八時」を「午前七時三十分」に、「午後
六時三十分」を「午後六時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年二月二十日

指定した医療機関

名称

グリーン在宅クリニック

所在地

倉敷市老松町四一九―三二

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和八年一月一日

令和8年2月20日 岡山県公報 第12779号

◎岡山県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口市鴨方町小坂西字指田二三八六番地先から	浅口市鴨方町小坂西字指田二三八六番地先から	旧	七・三〇	七〇・〇
		新	一〇・六〇 二四・〇	七〇・〇
浅口市鴨方町小坂西字指田二三六二番一地先まで	浅口市鴨方町小坂西字指田二三六二番一地先まで	旧	七・三〇 九・七	七〇・〇
		新	一〇・六〇 二四・〇	七〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 百々櫛村線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市城田字大林三五五番一地先から	美作市城田字足ヶ谷四四九番四地先を経て	新	一一・五〇 五二・〇	四〇二・五
		旧	九・〇〇 三二・〇	五〇〇・〇
美作市城田字大林三五五番一地先から	美作市城田字足ヶ谷四四九番四地先を経て	新	一一・五〇 五二・〇	四〇二・五
		旧	九・〇〇 三二・〇	五〇〇・〇
美作市城田字足ヶ谷四四九番四地先を経て	美作市下山字柿ヶ坂八〇九番一地先まで	新	一一・五〇 五二・〇	四〇二・五
		旧	九・〇〇 三二・〇	五〇〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 垂水追分線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市下河内字下ノ神二八四番二地先から 真庭市下河内字下ノ河原一〇三一番一地先 を経て 真庭市下河内字桶ノ元一〇九一番地先まで	真庭市下河内字下ノ神二八四番二地先から 真庭市下河内字下河原一〇三一番一地先 を経て 真庭市下河内字桶ノ元一〇九一番地先まで	新	旧	九・五〇 一六・二	六九三・九
真庭市下河内字下ノ神二八四番二地先から 真庭市下河内字桶ノ元一〇九一番地先まで	真庭市下河内字下ノ神二八四番二地先から 真庭市下河内字桶ノ元一〇九一番地先まで	新	旧	九・五〇 一六・二	六四六・〇

◎岡山県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一七九号	美作市江見字丹花地藏ノ西四八六番一地先から美作市川北字高本溝ノ上屋敷一六八一番一地先まで	令和八年二月二十日

〔七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年二月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字馬道五三四番

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一四番地一〇四ツインα一〇二

角田 圭太

角田千恵子

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十月二十七日岡山県指令建指第一七七号

〔七二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

― 総社市岡谷字馬道五三四番

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

― 総社市中央三丁目一四番地一〇四ツインα一〇二

角田 圭太

角田 千恵子

五 許可年月日及び許可番号

令和七年十月二十七日岡山県指令建指第一七七号

〔七三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。
令和八年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
航空灯火用配光測定装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和七年十二月十二日
- 四 落札者の名称及び所在地
株式会社有電社 中国支店
広島県広島市中区西十日市町九番九号
- 五 落札金額
六八、二〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、二〇〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和七年十月三十一日

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年二月二十日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第四号の表福田交番の項の次に次のように加える。

灘崎交番	岡山市南区片岡一七六番地二	岡山市南区のうち北七区、西七区、西紅陽台一丁目、西紅陽台二丁目、西紅陽台三丁目、西高崎、迫川、宗津、奥迫川、片岡、川張、彦崎、植松
------	---------------	-------------------------------------------------------------------

第四号の表彦崎駐在所の項及び灘崎駐在所の項を削る。
附 則

この規則は、令和八年三月四日から施行する。